

## IX 今後の事業推進と課題

## 第1節 事業推進の体制

本庭園の保存管理や公開活用、整備における主体者は所有者である洲本市であるが、文化庁、兵庫県のほか、庁内外の関係機関と一層の連携を図りながら継続的に実施する。

また、地域と一体となった市民参画型の体制構築を目指して連携を図る必要がある。

## 【関係機関の役割】

## ・指導機関

事業を進める際には事前に兵庫県教育委員会を通じて文化庁と協議を行い、保存管理や公開活用に伴う整備や修理方針・実施内容などについて、指導及び助言を仰ぐ。

## ・行政機関

庁内の関係部署と綿密な協力連携を図りながら、庭園の調査や保存管理、公開活用、整備などを実施する。また、庭園と一体の空間として眺望対象となる周辺景観を保全するため、関連法規制などによる取り組みを関係部署とともに検討する。

## ・委員会

事業を進める際には庭園及び建造物、歴史などに精通した専門家の指導・助言が必要となるため、学識経験者などから構成される「名勝旧益習館庭園整備委員会（仮称）」（以下、整備委員会という。）を組織し、事業内容に即して定期的な協議の場を設ける。整備委員会では関係者間の情報共有及び認識の共通化を図り、整備の方針や実施内容を決定する。事業期間外の調査や整備内容などについては各分野の専門家に適宜指導・助言を仰ぐものとする。

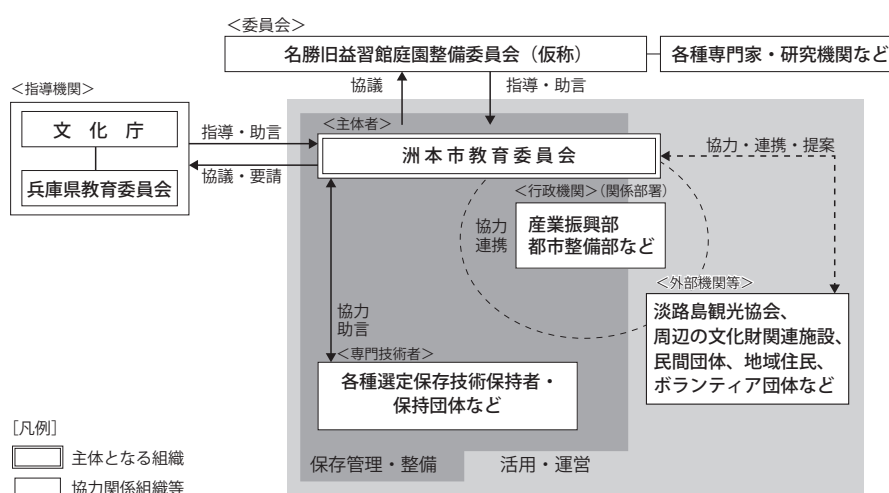
## ・外部機関など

公開活用においては、観光協会や市内の民間団体と連携し、洲本城跡や城下町、稲田家の菩提寺である江国寺などとの面的な活用を図る。また、そのほかの文化財関連施設や地域住民、ボランティア団体との相互連携強化を図り、市域の歴史文化遺産の周知や案内を行う。

## ・専門技術者

文化財庭園の保存管理や修復整備には専門技術が必要となるため、現場作業においては専門技術を有する技能者の協力を得ながら、今後も安定的な維持管理体制を構築していく。

そのほかの本質的価値を構成する要素の修復などについても、同じく選定保存技術保存団体などの専門技術を有する技能者があたり、各種専門家の指導・助言を得ながら実施する。



図IX-1 事業推進体制図

## 第2節 事業計画

### 第1項 優先基準の設定

本庭園における現状の課題総括をⅣの第3節 第4項で行った。保存活用に向けてそれらの課題を優先順位に基づいて構成要素ごとに整理する。

課題については、短期的課題である緊急性の高い課題、中期的課題である調査・研究を進め順次対処すべき課題、長期的課題である長期的な取組を継続すべき課題として設定する。整備における優先度については、以下のとおり優先基準を設定し、各課題が関わる状況においては総合的に判断する。

#### ○緊急性の高い課題（短期的課題）の基準

危険性の回避：来園者に危険を及ぼす可能性があるもの（危険木、有害生物、構造物の崩壊など）

本質的価値を構成する要素が損傷し放置すると原状へ復することが困難なもの

価値の担保：文化財庭園としての価値を著しく損なう状態であるもの

先行投資：名勝、文化財の理解を深め、保護の機運を高めるために優先すべきもの

#### ○調査・研究を進め順次対処すべき課題（中期的課題）の基準

保存：構成要素に直接影響し、修復整備によって本質的価値が明確になるもの

保全：保存環境の担保に関わるもの（水系機能、植栽景観、眺望保全、防災・防犯設備など）

安全：安全性の向上に関わるもの（園路整備など）

活用：本質的価値の理解を補完し利便性を向上させるもの（施設整備、説明板設置など）

管理：維持管理の環境維持又は改善に関わるもの（管理施設の整備など）

#### ○長期的な取組を継続すべき課題（長期的課題）の基準

緊急性は高くないが、将来に向けての検討や庭園の本質的価値への理解を深めていく。加えて、保存活用の基盤を強化するもので発展的な整備が必要なものを長期的課題とする。

事業計画は、上記の基準にしたがって短期的課題と中期的課題を対象として実施項目を選定し、保存と活用の両立を図りながら工程を計画する。

短期的課題への対応は令和6～10年度の5箇年で計画実施し、第1次整備とする。第1次整備では庭園の構成要素の損傷に対する整備に加え、文化財の理解を深め、保護の機運を高めるために優先すべき先行投資として、庭園観賞の視点場となる書院棟などの建造物修復が挙げられる。それらと連動して動線計画や入園経路の検討を行い、平日の一般公開に向けた基本的な整備を整え、合わせてボランティアガイドの育成など整備後の公開活用に合わせた取り組みを目指す。

中期的課題への対応は第2次整備とし、水系や植栽景観などの環境保全、防災設備や公開活用に必要な施設整備などの環境を整えることを目指す。

長期的課題については計画の見直しの際に庭園の現況を確認し、内容を再検討する。

なお、自然災害などの予期せぬ事態による破損や安全上支障となる事が発生し、緊急を要する復旧が必要となった場合は、その都度整備方針の見直しや計画の変更を行うなど、進捗状況の変化に柔軟に対応するものとする。また、整備を実施するにあたり、事業の内容や工程の実施状況をふまえて、適宜事業計画の見直しを図るものとする。

## 第2項 事業計画の推進

今後、令和4～5年度の2箇年で「名勝旧益習館庭園整備基本計画（仮称）」を策定し、それに基づき本庭園の整備事業を実施する予定であるが、庭園の現状から想定される事業年次計画を以下に示す。整備事業にあたっては、整備委員会を設置し指導を得ながら実施内容を検討する。また、整備基本計画で定めた方針に基づく、基本設計と実施設計を行い、課題の優先順位に基づき修復・整備を行っていく。なお、施工を行う際には確認調査を実施し、それらの結果を反映させながら、必要に応じて文化財庭園として適切な修復・整備の設計変更を行う。

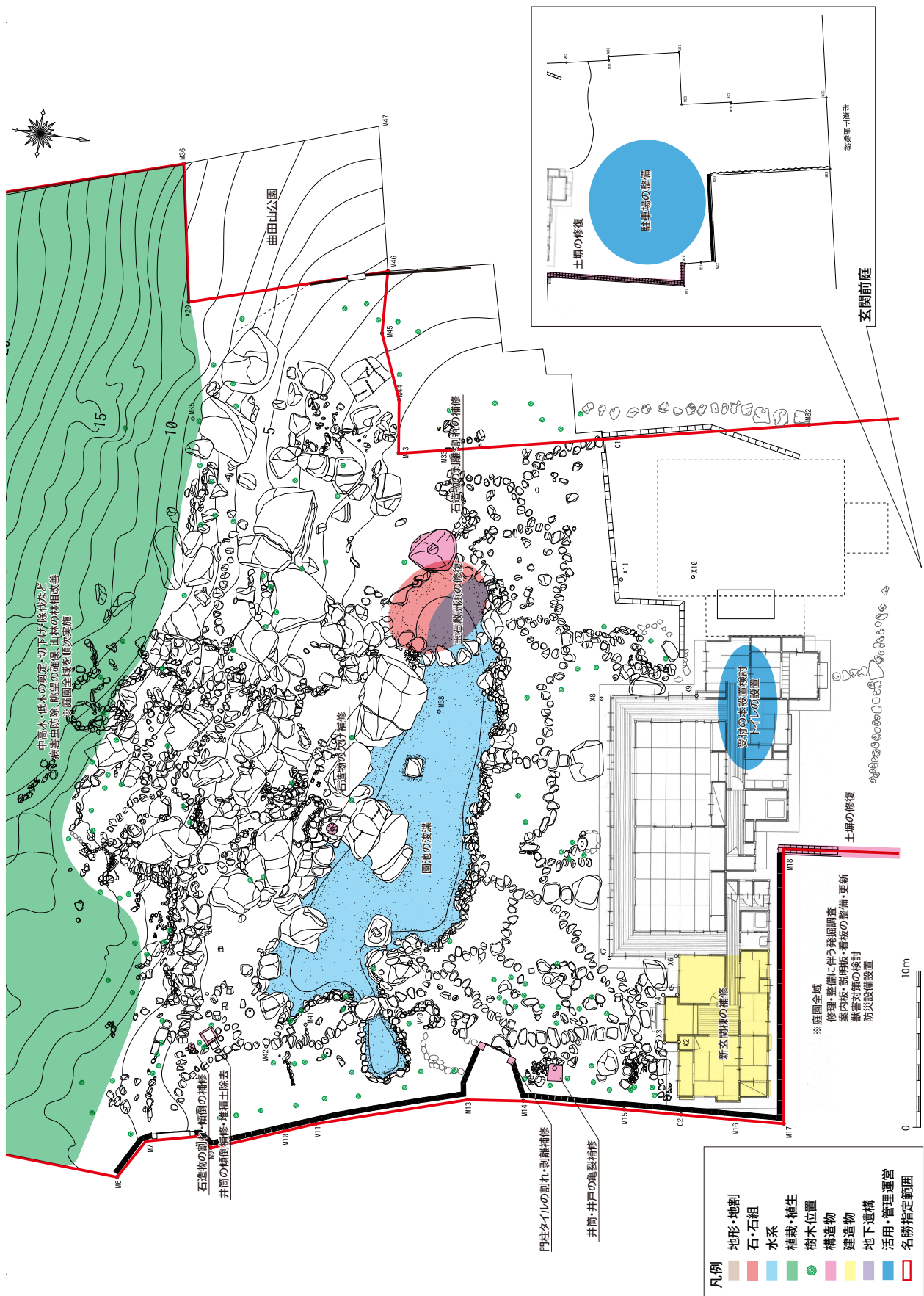
表IX-1 事業年次計画

| 区分      |                                     |                | 整備<br>基本計画         | 短期的課題<br>(第 1 次整備)     |                               |                      |                                      |                                                                    | 中期的課題<br>(第 2 次整備)                                    | 長期的課題                                                     |
|---------|-------------------------------------|----------------|--------------------|------------------------|-------------------------------|----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 年度      |                                     |                | 令和 4 ～ 5           | 令和 6                   | 令和 7                          | 令和 8                 | 令和 9                                 | 令和 10                                                              | 令和 11 ～                                               |                                                           |
| 名勝指定範囲内 | 本質的価値を構成する要素                        | (1) 地形・地割      | 調査検討               | 獣害による<br>損傷箇所の<br>補修   | 堆積土・流入土砂除去<br>表土流出箇所の客土補<br>充 |                      |                                      |                                                                    | 堆積土除去                                                 |                                                           |
|         |                                     | (2) 石・石組       |                    | 飛石の不陸調整                |                               |                      | 護岸石組修理                               |                                                                    | 玉石敷洲浜の修復                                              | 石材の保存処置                                                   |
|         |                                     | (3) 水系         |                    |                        | 会所の堆積土除去                      |                      |                                      |                                                                    | 園池の浚渫                                                 |                                                           |
|         |                                     | (4) 植栽・植生      | 調査検討<br>病害虫の被害拡大防止 | 枯枝・枯損木の除去              | 危険木の除伐                        | 竹林の間伐                | 支障木の除伐・剪定                            | 実生木・支障根の除去                                                         | 中高木・低木の剪定・切下げ・除伐など<br>病害虫防除<br>眺望の確保（植栽整備）<br>山林の林相改善 | 中高木・低木の剪定・切下げ・除伐など<br>支障木・実生木の除伐<br>枯損木の補植<br>低木・地被類の取扱検討 |
|         |                                     |                |                    | 透かし剪定など<br>防災的植栽整備     |                               | 中高木・低木の剪定・切下げ・除伐など   |                                      |                                                                    |                                                       |                                                           |
|         |                                     | (5) 構造物        |                    |                        |                               |                      |                                      |                                                                    | 土塀の修復<br>石造物の剥離・割れ・欠けなどの補修<br>構造物の劣化補修                | 四阿や橋の取扱検討                                                 |
|         |                                     | (6) 建造物        | 調査検討               | 書院建築の安全性検討             | 玄関棟・書院棟の修復                    |                      | 座観の視点場整備                             |                                                                    | 新玄関棟の補修                                               |                                                           |
|         | (7) 地下遺構                            |                |                    |                        |                               | 洋館跡の発掘調査<br>(緑石の顕在化) | 修理・整備に伴う発掘調査（旧状、修理履歴、き損要因、影響範囲などの確認） | 益習館跡の遺構調査<br>建造物遺構の理解促進のための整備                                      |                                                       |                                                           |
|         | 庭園の活用要素<br>の管に要素<br>・営に要素<br>・運する要素 | 受付案内板<br>説明板など | 公開範囲の設定、入園経路の検討    | 受付の修景<br>(本設置までの早急な対応) | 動線計画の設定<br>境界フェンスの整備<br>標柱設置  | 構造物（入口門・板塀など）の整備     | ガイダンス機能の整備<br>資材保管倉庫の確保              | 受付の本設置検討<br>獣害対策の検討<br>案内板・説明板・看板の整備・更新<br>トイレの設置・駐車場の整備<br>防災設備整備 |                                                       |                                                           |
|         | その他の要素                              | 構造物            |                    |                        |                               |                      |                                      |                                                                    | 民家跡地の階段や門・塀の取扱検討                                      |                                                           |
| 名勝指定範囲外 | 本質的価値を構成する要素                        | (8) 眺望景観       |                    |                        |                               |                      |                                      |                                                                    | 眺望対象の景観保全<br>(曲田山・三熊山・旧城下町)                           |                                                           |
|         | 本質的価値と密接に関わる要素                      | 地下遺構           |                    |                        |                               |                      |                                      |                                                                    | 旧所有地の公有化検討                                            |                                                           |
|         | 庭園の活用要素<br>の管に要素<br>・営に要素<br>・運する要素 | 看板案内板など        |                    |                        |                               |                      |                                      |                                                                    | 旧風月旅館中庭跡・公民館の案内板の整備・更新                                |                                                           |
| 調査・設計   |                                     |                | 整備基本計画策定           |                        |                               |                      |                                      |                                                                    |                                                       | 整備報告書編集・印刷<br>(最終年度)                                      |
|         |                                     |                | 事前調査・毎木調査          | 建造物調査カルテ作成             |                               |                      |                                      | 発掘調査・立会確認                                                          | 発掘調査・立会確認                                             | 発掘調査・立会確認                                                 |
|         |                                     |                | 基本設計               | 実施設計・設計監理              |                               |                      |                                      |                                                                    | 実施設計・設計監理                                             | 実施設計・設計監理                                                 |
| 整備委員会   |                                     |                | 委員会・計画審議           | 委員会・修理指導               |                               |                      |                                      |                                                                    | 委員会・修理指導                                              | 委員会・修理指導                                                  |

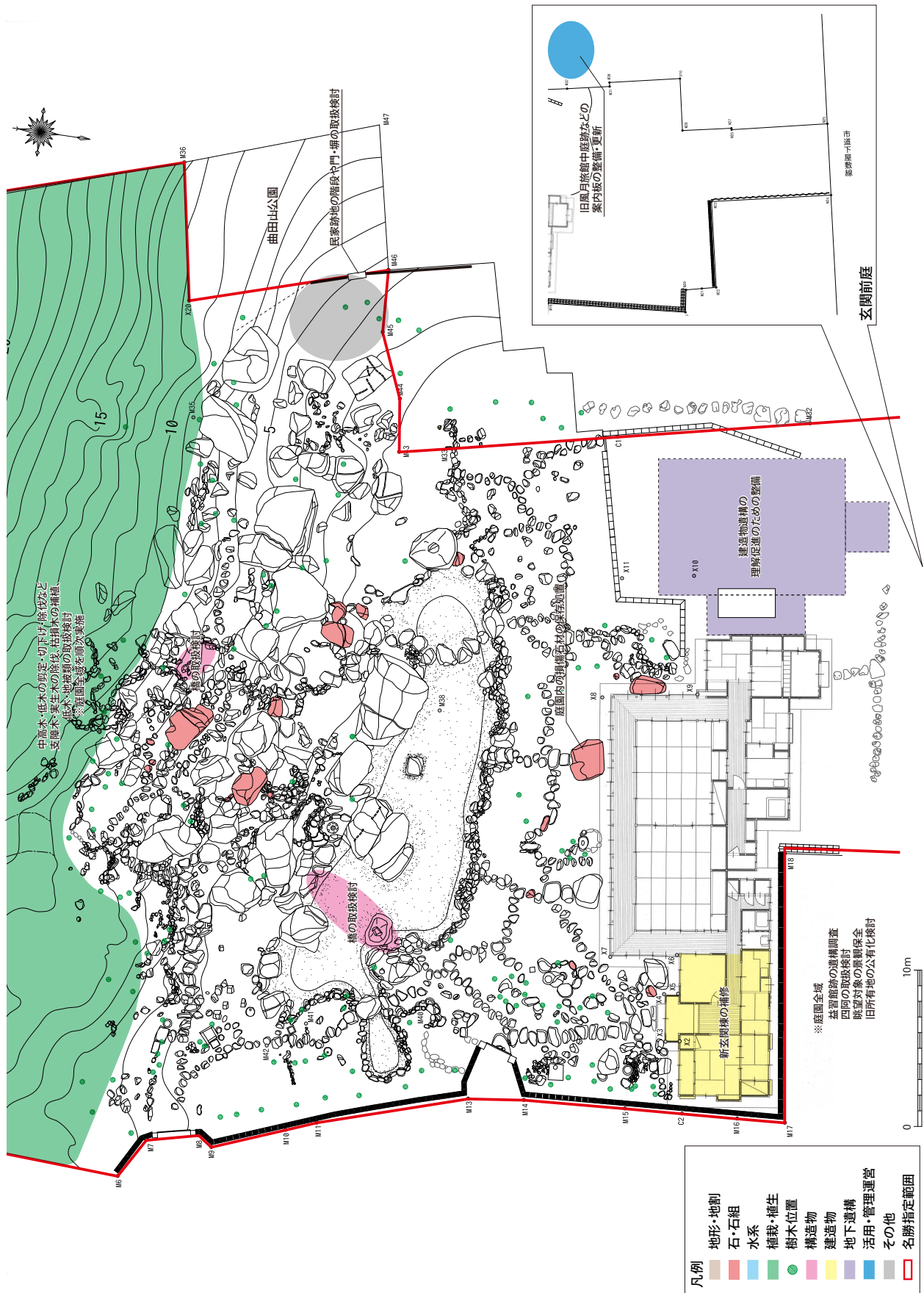
※計画の内容については、適宜見直すこととする。







図IX-3 中期的課題への対応（第2次整備）



図IX-4 長期的課題への対応

### 第3節 調査研究の推進

これまで平成28年(2016)に発掘調査を実施し『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』平成30年(2018)において、その成果を報告した。しかしながら、西荘や益習館の建造物遺構は確認されておらず、本庭園の歴史的重層性を継承するために今後も調査研究を推進し継続する必要がある。

また、整備事業や今後の保存管理に必要な水系調査や毎木調査、建造物に関わるアナログ媒体でのカルテの作成を行うと共に、デジタルアーカイブの整備も進める。加えて、所有者だけでなく関係者間で情報共有する必要がある。

さらに、平成31年(2019)に名勝の指定を受けた本庭園の指定区域は高田氏が所有した敷地のみであり、川上氏所有時代の隆盛期に所有していた庭園の一部が含まれていない。今後、庭園の本質的価値を適切に保存し、継承するためには庭園の本質的価値を有するものとして、名勝指定範囲外に存在している要素についても、その価値を種々の調査などで明らかにしていかなければならない。その調査成果に基づき、その周辺を含めた一体的な空間として保持し、将来に向けて保護を図る必要がある。

### 第4節 経過観察と計画の見直し

本庭園の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に継承するために、本計画に示す保存管理、公開活用、整備の内容を実現し、継続的に取り組む必要がある。それぞれの取り組みについての実現状況を把握するために、定期的な経過観察を行う。

計画期間は概ね20年程度とし、事業期間は第1次整備を5箇年、次の第2次整備で10～15箇年と想定する。事業の第1次整備、第2次整備完了を目途に定期的な見直しを図るものとする。

本計画策定後には、「名勝旧益習館庭園整備基本計画(仮称)」を策定し、それに基づき本庭園の整備事業を実施する予定である。事業期間内は整備委員会で整備の方向性や進捗状況を報告及び検証することで、事業経過の中で浮上する課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。また、同様に未確認資料や整備事業に伴う調査などで新たな事実が判明した場合についても、整備委員会で検証を行い、適宜方針に反映する。